

## 本庁舎に設置する飲料用自動販売機の設置者公募について

1. 設置場所：南大隅町役場 本庁 イベントホール
2. 設置者数：1者(一般枠)
3. 設置台数：1台(一般枠)
4. 設置可能の自販機規格又は設置場所のサイズ
  - ・1区画：W120cm以内×D100 cm以内 清涼飲料又は紙パック飲料全般



5. 設置使用料：行政財産の目的外使用料徴収条例により1㎡あたり月額500円
6. 設置期間：令和7年8月1日～令和11年3月31日(3年8カ月)
7. 設置者：町内に住所登録があり、個人(満18歳以上)・法人・団体に限定
  - ※個人・法人については税金等滞納がない完納証明書を添付
  - ※現在、本庁舎に飲料用自動販売機を設置している者は応募不可

## 8. 選定方法

- ・希望者は、別紙の設置希望申込書を期限までに総務課又は支所総務民生グループに提出。申込書は、総務課又は支所総務民生グループに設置。また、ホームページにも掲載中。
- ・抽選日時に参集してもらい、くじ引きにより選定。
- ・選定は1位を選定し、何らかの事情等により、辞退等の申し出があった場合は、次点の方と交渉するものとする。
- ・設置者決定後は、使用設置に係る諸手続や設置作業等を行う。

## 9. 設置者の留意事項

- ・設置に係る経費は設置者負担とし、設置する自販機に個メーターを設置し、毎月使用した電気料を町へ支払うものとする。
- ・設置者は、自販機近くにゴミ箱を設置し、清掃・ゴミ収集等も行い、清潔な環境を保つこと。
- ・設置者は、自販機等のトラブルや飲料物の補充等に対して、随時対応できる連絡先を自販機に掲載すること。

## 10. 紙パック飲料販売時の厳守事項

紙パック飲料全般の中には、乳製品の取り扱いも含むため、下記の事項について厳守することを確約すること。

- ①食品衛生法第57条第1項に基づき、事前に乳類販売業の営業届を所管の保健所へ届け出ること。
- ②賞味期限切れ等による健康被害、苦情等の発生を防ぐため、設置者の責任による日々の品質管理は徹底すること。

※町はこれらに関する事項については、一切責任を負いません。

11. 申込書提出期限：令和7年6月25日(水)～令和7年7月10日(木)17:00まで

12. 抽選日等：令和7年7月24日(木)10:00～本庁舎 会議室2-1